

平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会社名 シャープ株式会社  
代表者名 取締役社長 高橋 興三  
(コード番号 6753)

### 当社株式の大量買付行為に関する対応プラン(買収防衛策)の一部変更について

当社は、平成26年6月25日開催の当社第120期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた上で、有効期間を平成29年6月30日までに開催される当社第123期定時株主総会の終結の時までとする「当社株式の大量買付行為に関する対応プラン(買収防衛策)」(以下、「現行買収防衛策」といいます。)を継続いたしました。

一方、当社では平成25年5月に策定した中期経営計画に基づき、「再生と成長」の実現に向けて、事業ポートフォリオの再構築、液晶事業の収益性改善、ASEANを最重点地域とした海外事業の拡大、全社コスト構造改革による固定費削減、財務体質の改善に取り組んでまいりました。その結果、平成26年3月期は売上高・利益ともに公表値を達成し、黒字転換を果たすことができました。しかしながら、平成27年3月期は、米州の液晶テレビやエネルギーソリューションの事業環境悪化への対応不足、中小型液晶の市場変化の見誤りと価格下落への対応力・営業力不足に加え、体質改善処理としてソーラーパネルのポリシリコンの長期契約に対する単価差引当、及び中小型液晶の在庫評価減を織り込んだことにより、大幅な赤字を計上するに至りました。これらの業績悪化の要因は、①変化への機敏な対応力の弱さ、②成長事業の立ち上げ遅れ、③コスト競争力の低下、④ガバナンス・経営管理力の不足にあったと認識しております。当社はこの状況を克服し、「抜本的構造改革の断行による安定的収益基盤の構築」を図る企業戦略として、平成27年(2015年)度から平成29年(2017年)度までを対象とする中期経営計画を策定。本日開催の取締役会にて決議いたしました。

これに併せ、当社取締役会は、現行買収防衛策に記載の「Ⅱ. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み」について、当該中期経営計画に沿う内容に変更することを決議いたしました。(その内容は別紙のとおりであり、以下、変更後の買収防衛策を「本買収防衛策」といいます。)

また、現行買収防衛策別添2「特別委員会の概要」(2)特別委員会委員の略歴等及び別添4「当社の株式の状況」について最新の内容に変更いたしております。

なお、現行買収防衛策では、その有効期間中に基本的考え方に反しない範囲内で、必要に応じて取締役会の決議によりその内容を見直すことがある旨を公表いたしておりますが、本変更は当該定めに基づき取締役会決議によって変更するものであります。

本買収防衛策は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、当社株式の大量買付者に対して、その買付目的や方法、買付対価の種類・算定根拠等の内容など、十分な情報提供と、適切な評価期間を要請することにより株主の皆様が適切な状況判断を行えるようにするためのルールを定めるものです。大量買付行為そのものを阻害したり、大量買付に応じるか否かについての株主の皆様のお機嫌を奪うものではありません。

また、本日現在において、当社株式の大量買付行為の具体的な提案はなされておられません。

以 上

(別紙)

## 当社株式の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）

### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

会社の財務及び事業の方針の決定を支配することを目的として、対象会社の取締役会の賛同を得ないで行われる株式の買付行為の中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、顧客、取引先、従業員等のステークホルダーの利益を損なうことにより、結果的に企業価値を損なうもの、株主の皆様は株式の売却を強要するおそれのあるもの、買付行為の内容や買付者について十分な情報を提供しないもの、対象会社の取締役会が買付行為の内容を検討した上で代替案を提供するための時間的余裕を提供しないものなど、不適切なものもあり得ます。

特に当社グループのように製造業を営む企業にとっては、先端技術や製造技術を自社内で開発し、活用することが企業価値・株主共同の利益の確保・向上に必要不可欠となりますが、研究開発の成果を事業化するまでには、数年から数十年という長い期間を必要とする場合もあり、また、この間に顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの良好な協力関係を構築することも欠かすことができません。従って、中長期的な視点に基づいた経営への取り組みこそが当社グループの企業価値を最大化する上で必須となります。

当社取締役会は、当社グループの買収を企図した当社取締役会の賛同を得ない当社株式の買付行為であっても、これに応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様において判断されるべきものであると考えておりますが、上記のような不適切な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではなく、当社グループの企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると考えており、このような不適切な買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することも必要であると考えております。

### II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、III. に記載するもののほか、以下の取り組みを行っております。

#### 1. 中長期的な経営戦略に基づく取り組み

当社グループは、「誠意と創意」の経営信条の下、時代を先取りする独自商品の開発を通じて、企業価値の向上に努めるとともに、社会への貢献を果たしてきました。

また、当社グループは、先進のエレクトロニクス技術を駆使し、顧客のニーズを捉えた革新的な商品やサービスを創出することが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えております。

こうした考えの下、2015～2017年度 中期経営計画では、以下の3つの重点戦略を着実に実行し、「抜本的構造改革の断行による安定的収益基盤の構築」を目指してまいります。

##### (1) 事業ポートフォリオの再構築

当社の事業を、顧客や事業特性に応じた下記の5つのカンパニーに再編。事業ポートフォリオを再構築し、収益力の向上に取り組みます。

- ・コンシューマーエレクトロニクスカンパニー
- ・エネルギーソリューションカンパニー
- ・ビジネスソリューションカンパニー

- ・電子デバイスカンパニー
- ・ディスプレイデバイスカンパニー

## (2) 固定費削減の断行

抜本的なコスト構造改革を断行し、将来を見据えた収益力向上を図ってまいります。具体的には、事業構造・拠点改革の推進、希望退職や海外拠点縮小に伴う人員削減、本社のスリム化や緊急人件費対策などを実行いたします。

## (3) 組織・ガバナンスの再編・強化

### ①カンパニー制の導入とその狙い

カンパニー制を導入し、コーポレートによる統制の強化と各カンパニーの自律性の確立を両立することにより、規律あるスピード経営の実現を目指します。各カンパニーは、「財務三表に基づく経営」、「生産から販売までの一貫体制の構築」、「組織のフラット化による市場変化への迅速な対応」を実現してまいります。

### ②抜本的な人事改革

会社再生に向け、重要な役割を担う人材にベストな成長機会と働き甲斐ある処遇を提供し、各事業領域での厳しい競争を勝ち抜く強い組織をつくるため、以下の人事改革に取り組んでまいります。

- (a) 等級・報酬制度の見直し
- (b) 処遇の適正化
- (c) 実力ベースの人材登用徹底
- (d) 組織のフラット化・シンプル化

この他、コンプライアンス意識やステークホルダーの視点をもって業務を遂行することの重要性を十分認識して事業活動に取り組むことにより企業の社会的責任を果たすとともに、環境・教育・社会福祉の分野を中心とした様々な社会貢献活動の推進により、広く社会からの期待に応え、信頼と評価を高めるよう推進してまいります。

## 2. 利益還元についての取り組み

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考えており、連結業績と財務状況並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し、長期的な視点に立って、株主の皆様への利益還元に取り組んでまいります。

## Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、Ⅰ. の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みを、次のとおりといたします。

当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、次に掲げる買付行為に関するルール（以下、「大量買付ルール」といいます。）を設定し、これらの買付行為を行おうとする者に対して大量買付ルールの遵守を求め、これを遵守しない場合など、一定の場合において、相当と認められる対応を行うこと。

- ・当社取締役会の事前の賛同を得ない特定株主グループ<sup>(注)</sup>の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為

- ・結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為

(以下では、これらの買付行為を「大量買付行為」といい、そのような買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。また、1. から5. に記載する当社株式の大量買付行為に関する対応プランを「本プラン」といいます。)

(注) 特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、又は当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

## 1. 本プランの必要性

当社取締役会は、当社株式の大量買付行為が行われる場合、これに応じるか否かについては、最終的には当社株主の皆様において判断されるべきものであると考えておりますが、株主の皆様が適切な判断を行うためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から以下のような事項について必要かつ十分な情報が提供される必要があると考えております。

- ・大量買付行為が当社グループに与える影響や大量買付者が考える当社グループの経営方針、事業計画の内容
- ・顧客、取引先、従業員等の当社グループのステークホルダーへの影響
- ・当社取締役会の当該大量買付行為に対する意見や代替案など

このため、当社取締役会は、大量買付行為が行われる際の一定の合理的なルールを設定しておくことが不可欠であると考えます。

## 2. 大量買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大量買付ルールとは、(1)事前に大量買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、(2)当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大量買付行為を開始する、というものです。具体的には以下のとおりです。

### (1) 大量買付情報の提供

- ①大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合は、まず当社宛に、大量買付ルールを遵守する旨並びに大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大量買付行為の概要を明記した書面（以下、「大量買付ルール遵守表明書」といいます。）を提出していただきます。

なお、本表明書及び下記②に定める情報など大量買付者が当社に提出する資料に使用する言語は日本語とします。

- ②当社は、大量買付ルール遵守表明書の受領後10営業日以内に、株主の皆様の判断及び当社取締役会の意見形成のために、大量買付者に対して具体的な大量買付行為の内容に関する情報や大量買付者に関する必要かつ十分な情報（以下、「大量買付情報」といいます。）のリストを当該大量買付者に交付し、速やかに当該リスト記載の情報を当社に提供していただくこととします。

大量買付情報の内容を以下に例示しておりますが、これらに限定されるものではありません。

- (a) 大量買付者及びそのグループの概要（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、過去の買収及び大量買付行為の履歴、当社の事業と同種の事業についての経験等を含みます。）
- (b) 買付目的、方法及び内容（買付対価の種類・算定根拠、買付資金の裏付け、買付時期、取引の仕組み等を含みます。）

- (c) 大量買付者に対する資金提供者の概要（具体的名称、資本構成等を含みます。）
  - (d) 大量買付完了後に意図する当社グループの経営方針及び事業ごとの詳細な中長期計画、資本政策、財務政策、配当政策
  - (e) 当社グループの企業価値・株主共同の利益を持続的に向上させるための特許、ブランド等の活用施策及びその根拠
  - (f) 大量買付完了後に予定する当社グループのステークホルダー（顧客、取引先、従業員、地域社会等）の処遇の変更の有無及びその内容
- ③当社取締役会は、大量買付者から提供していただいた情報を精査し、当初提供していただいた情報だけでは不十分であると考えられる場合には、適宜回答期限を定めた上で、必要かつ十分な情報が揃うまで追加の情報提供を求めます。なお、最終回答期限は、大量買付ルール遵守表明書の受領後60日を超えないものとします。
- ④当社取締役会は、大量買付ルール遵守表明書を受領した場合及び大量買付者による大量買付情報の提供が完了したと判断した場合（この判断は3. に定める特別委員会の助言・勧告を受けた上で行います。）、適時適切な方法によりその旨を開示いたします。また、大量買付行為の提案があった事実及び当社取締役に提供された大量買付情報について、当社株主の皆様の判断のために必要であると認める事項を、一般的に適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

## (2) 取締役会評価期間の確保

当社取締役会は、大量買付情報の受領完了後、対価を円貨のみとする場合は60日間、対価を円貨以外とする場合は90日間を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるものとし、大量買付行為は、取締役会評価期間の満了後にのみ開始されるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、弁護士、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士等の外部専門家の助言を受けつつ、提供された大量買付行為の内容に関する情報を十分に評価・検討し、3. に定める特別委員会の勧告を最大限尊重して、取締役会としての意見を慎重に取りまとめます。また、適時の情報開示に留意しながら、必要と判断される場合には、大量買付行為の内容を改善するよう大量買付者と交渉いたします。

## 3. 特別委員会の設置

当社取締役会による大量買付行為の検討・対抗措置の発動にあたっては、社外取締役、社外監査役及び外部の有識者の中から選任される3名以上の委員により構成される特別委員会が、大量買付行為の是非及び対抗措置の発動の可否を慎重に審査し、当社取締役に勧告します。特別委員会は、対抗措置の発動の可否に関し、あらかじめ株主総会において株主の皆様意思を確認すべき旨の留保を付すことができるものとします。

当社取締役会は、この勧告を最大限尊重し、5. に定める対抗措置の取り扱いを最終決定いたします。

なお、特別委員会規則の概要及び特別委員会委員は別添2のとおりです。

## 4. 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、以下の場合には、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集し、対抗措置の発動の可否に関する議案を付議し、株主の皆様意思を確認するものとします。

- ・特別委員会が対抗措置の発動に際して、あらかじめ株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合

- ・大量買付行為が5.(3)に定める「当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なうもの」への該当性が問題となる場合において、当社取締役会が、株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合

上記に基づき株主総会が開催された場合には、当社取締役会はその決議に従うものとします。

## 5. 対抗措置の取り扱い

### (1) 大量買付者が大量買付ルールを遵守し、大量買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと判断された場合

当社取締役会は、対抗措置を発動しないものとします。

### (2) 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、大量買付者が大量買付ルールを遵守せずに行付行為を開始した場合又は大量買付ルールを逸脱した場合は、取締役会評価期間の開始又は終了の有無を問わず、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保するため、株式分割、新株予約権の無償割当て等、その時点の法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置を発動することがあります。具体的な対抗措置及びその条件については、その時点で相当と認められるものを選択します。

具体的対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別添3に記載のとおりとします。

なお、新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。このほか、発行時の状況により、別添3に定める条件と異なる条件を定める場合があります。

### (3) 大量買付者が大量買付ルールを遵守するも、大量買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうと判断された場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合でも、以下のような場合には、当社取締役会は、大量買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと判断いたします。

- ①当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合。
- ②当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要不可欠な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を大量買付者やそのグループ会社に譲渡させる等、いわゆる焦土化目的があると判断される場合。
- ③当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合。
- ④当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの資産を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合。
- ⑤その他上記に準じる場合で、当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと判断される場合。

当社取締役会は、上記と判断される大量買付行為が開始された場合には、(2)と同様の対抗措置を発動することがあります。

#### (4) 対抗措置発動の中止について

対抗措置の発動を決定した後、大量買付者から必要かつ十分な情報の提供があり、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると特別委員会が勧告し、当社取締役会が判断した場合は、対抗措置を取り止めます。

### IV. 本プランが株主及び投資家の皆様に与える影響等

#### 1. 本プランの導入時において株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時においては、株式分割及び新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接、具体的な影響が生じることはありません。

#### 2. 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大量買付者に対して対抗措置を発動する場合は、状況に応じて株主及び投資家の皆様に適時適切な情報開示を行うとともに、大量買付者以外の株主及び投資家の皆様に不利益を与えないよう十分に配慮いたします。

但し、Ⅲ. 5. (4) に記載のとおり、対抗措置の発動決定後においても、状況により発動を取り止めることがあります。具体的対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行することとした場合において、この発動を取り止めた場合又は割当ての後にすべての新株予約権を当社が取得した場合は、一株当たりの株式の価値の希釈化が生じませんので、希釈化が生じることを前提として売買を行った株主及び投資家の皆様の、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

#### 3. 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要となる手続

当社が株式分割や新株予約権の無償割当てを行う場合、その手続等について適時適切な方法によりお知らせします。

### V. 本プランが基本方針に沿うものであること、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではないこと及び当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当社取締役会は、本プランは、Ⅰ. に記載の基本方針に沿うものであり、以下の理由から、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

#### 1. 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会の評価期間が経過した後にのみ当該大量買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しております。

また、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なうような不適切な大量買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することがあることを明記しております。

このように本プランは、基本方針の考えに沿って設計されたものであるといえます。

#### 2. 本プランが当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、基本方針の考え方並びに平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」による3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原

則)及び東京証券取引所の有価証券上場規程に定められた買収防衛策導入時の遵守事項(開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重)に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の代替案の提示を受ける機会の提供をルール化しております。また、本プランは、平成20年6月30日に企業価値研究会から公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。これにより、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランが当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの発効・継続が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本プランの廃止も可能であることは、本プランが当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

### 3. 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、不適切な大量買付行為に対して、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本プランの規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本プランの発効を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大量買付行為に関して当社取締役会が評価、検討、代替案の提示、大量買付者との交渉又は対抗措置の発動を行う際には、外部の専門家等からの助言を得るとともに、当社経営陣から独立した3名以上の委員により構成される特別委員会の勧告を最大限尊重するものとし、特別委員会は、当社取締役の利益を図ることを目的とした助言・勧告を行ってはならないこととしております。

さらに、対抗措置を発動するか否かの判断を行うに当たり、株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合は、株主意思確認総会を開催し、取締役会はその決議に従う旨を定めております。

このように本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

## VI. その他

### 1. 本プランの継続決定に至る経緯

本プランは、平成26年5月12日開催の当社取締役会において、平成26年6月25日開催予定の当社第120期定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として、従前のものを見直し、継続することを決定しました。なお、社外監査役3名を含む4名の監査役全員から、本プランは妥当であるとの意見表明がありました。

### 2. 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、平成26年6月25日開催の当社第120期定時株主総会において株主の皆様の承認をいただき、当該定時株主総会終結の時から平成29年6月30日までに開催される第123期定時株主総会終結の時までとなっています。

本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。また、有効期間中に本プランの基本的考え方に反しない範囲内で、買収防衛策に関する法改正や証券取引所規則の改正等を踏まえ、必要に応じてⅠ. Ⅱ. の内容及び本プランを見直すことがあります。当社は、本プランが継続、廃止又は変更された場合には速やかに開示いたします。



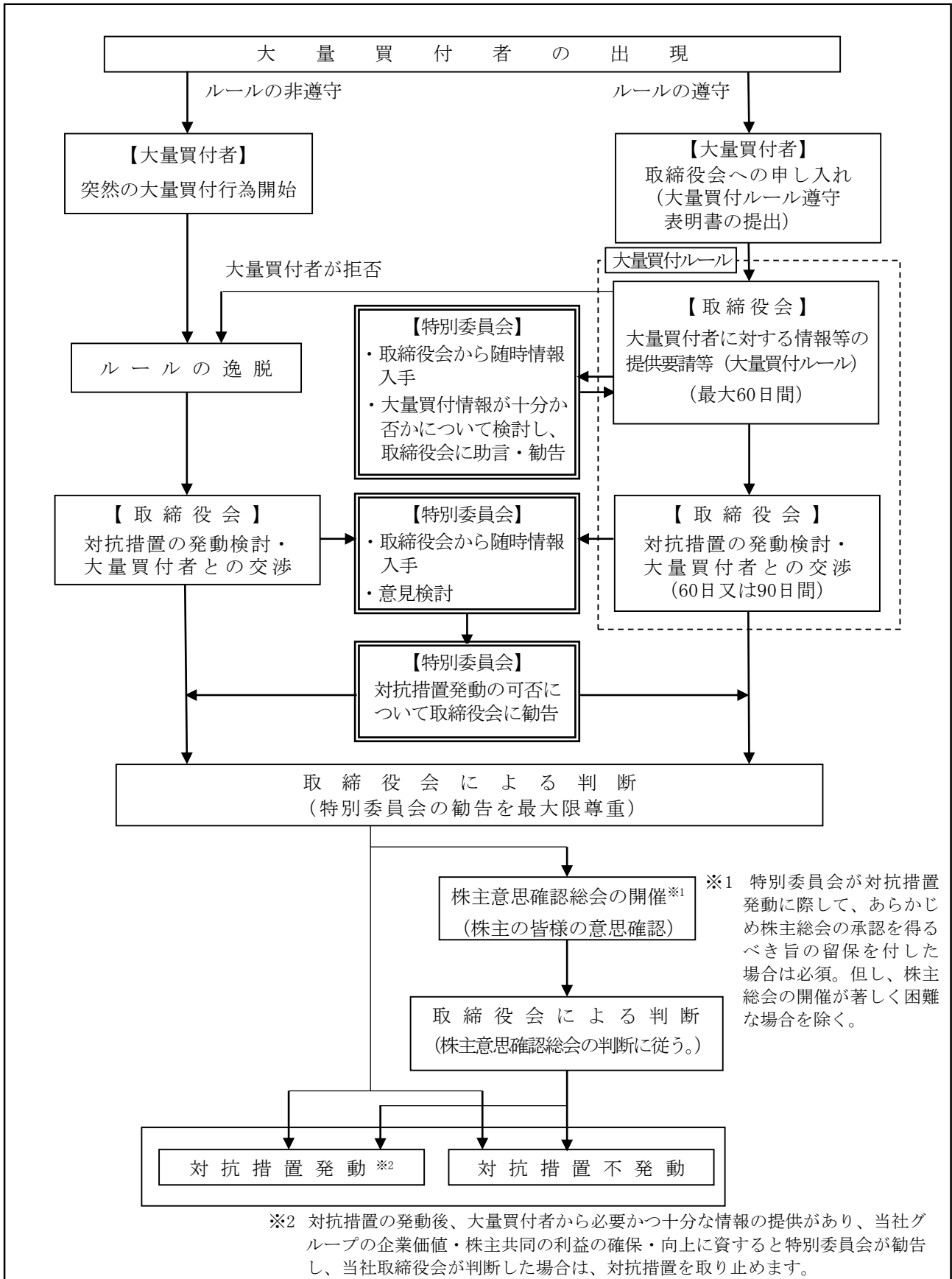
### 3. デッドハンド型買収防衛策及びスローハンド型買収防衛策ではないこと

VI. 2. に記載のとおり、本プランは、有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって廃止することができ、また、当社は取締役の任期を1年としていることから、大量買付者が自己の指名する取締役を1回の当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することも可能です。

以上から、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役の過半数を交替させてもなお、廃止又は不発動とすることができない買収防衛策）及びスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）のいずれにも該当いたしません。

以 上

別添1：当社株式の大量買付行為に関する対応プラン



## 別添2：特別委員会の概要

### (1) 特別委員会規則の概要

- ・特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・特別委員会の委員（以下、「委員」という。）は3名以上とし、当社及び当社の業務を執行する取締役から独立した社外取締役、社外監査役及び外部の有識者の中から取締役会が選任する。
- ・委員の任期は1年間とする。但し、期間終了の1か月前までに当社又は委員から相手方に別段の書面による通知をしない限り、更に1年間自動的に延長されるものとする。
- ・特別委員会は、取締役会の諮問を受けて、以下の各号に記載される事項について審査し、その結果を当社取締役会に助言又は勧告する。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置に関する決定を行うものとする。  
なお、各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点からのみこれを行い、自己又は取締役その他の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ①対抗措置の発動の可否
  - ②取締役会が予定する対抗措置の当否
  - ③対抗措置の中止の要否
  - ④前三号に準じる重要な事項
  - ⑤その他、取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ・特別委員会は、必要があると判断したときは、当社の費用負担により、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家の意見を求めることができる。
- ・特別委員会は、原則として、委員全員が出席して開催するものとする。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、委員総数の過半数の出席により開催することができる。
- ・特別委員会の決議は、委員総数の過半数に相当する委員の同意をもってこれを行う。

### (2) 特別委員会委員

加藤 誠（かとう まこと）	昭和15年12月13日生
略 歴	平成7年6月 伊藤忠商事株式会社 取締役
	平成9年4月 同 常務取締役
	平成10年4月 同 代表取締役専務取締役
	平成13年4月 同 代表取締役副社長
	平成18年4月 同 取締役副会長
	平成19年6月 同 相談役（平成22年7月退任）
	平成23年6月 当社取締役（社外取締役）、現在に至る。

大八木 成男（おおやぎ しげお）	昭和22年5月17日生
略 歴	平成11年6月 帝人株式会社執行役員医薬事業本部東京支店長
	平成13年6月 同 常務執行役員医薬営業部門長補佐（企画担当）
	平成14年6月 同 専務執行役員医薬事業本部長
	平成15年10月 帝人ファーマ株式会社代表取締役社長
	平成17年6月 帝人株式会社常務取締役
	平成18年6月 同 専務取締役
	平成20年6月 同 代表取締役社長CEO
	平成26年4月 同 取締役会長、現在に至る。
	平成26年6月 当社取締役（社外取締役）、現在に至る。
北田 幹直（きただ みきなお）	昭和27年1月29日生
略 歴	昭和51年4月 検事任官（東京地方検察庁）
	昭和62年7月 在米日本大使館一等書記官
	平成9年4月 法務省刑事局国際課長
	平成14年4月 外務省大臣官房監察査察官
	平成20年7月 千葉地方検察庁検事正
	平成21年1月 公安調査庁長官
	平成22年12月 札幌高等検察庁検事長
	平成24年1月 大阪高等検察庁検事長（平成26年1月退官）
	平成26年3月 弁護士登録、森・濱田松本法律事務所入所（客員弁護士）、現在に至る。
	平成26年6月 当社取締役（社外取締役）、現在に至る。
奥村 萬壽雄（おくむら ますお）	昭和22年11月8日生
略 歴	平成13年5月 大阪府警察本部長
	平成14年8月 警察庁警備局長
	平成16年1月 警視總監
	平成18年3月 財団法人（現 一般財団法人）全日本交通安全協会理事長（平成25年6月退任）
	平成23年6月 当社監査役（社外監査役）、現在に至る。
	平成25年6月 公益財団法人日本道路交通情報センター理事長、現在に至る。

### 別添3：新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定め公告する基準日における最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株以下で当社取締役会が定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。また、当社の発行済株式総数の変更により、対象株式数の調整を行うことがある。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

4. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定める。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

6. 当社による新株予約権の取得

当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、すべての新株予約権を無償で取得することができる。なお、上記4.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定める。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他の必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以上

別添4：当社の株式の状況（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,500,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,701,214,887株（自己株式10,480,945株を含む。）
- (3) 株主数 199,475名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
日本生命保険相互会社	47,317 <sup>千株</sup>	2.80 <sup>%</sup>
明治安田生命保険相互会社	45,781	2.71
QUALCOMM INCORPORATED	41,988	2.48
株式会社みずほ銀行	41,910	2.48
株式会社三菱東京UFJ銀行	41,678	2.47
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	36,984	2.19
株式会社マキタ	35,842	2.12
サムスン電子ジャパン株式会社	35,804	2.12
シャープ従業員持株会	30,416	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	27,162	1.61

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しております。
2. 株式会社みずほ銀行には、上記以外に退職給付信託に係る信託財産として設定した当社株式が6,000千株あります。
3. 上記株主の英文名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。